

本地区で発生する事象

▼滞留者が情報を求め退避・移動

多くの屋外滞留者が発生し情報を求めて退避するので、適切な誘導や情報発信が必要である。

多言語での誘導や情報発信、多言語対応スタッフや、事前の防災対策等、外国人も安心して災害時に行動できる備えが必要である。

▼情報収集・連携体制の構築の必要性

鉄道の円滑な運行再開のため、駅から発生する滞留者の受入れ空間の確保や、運行再開時の帰宅者のコントロール等が必要である。

事業者、行政、鉄道事業者での情報発信をタイムリーに連携して行うことが重要であり、情報発信内容や範囲、アナウンス方法等の調整が求められる。

虎ノ門地区のポテンシャル

▼災害情報を発信する設備の整備

各開発地区において、災害情報を発信するデジタルサイネージが整備される。

▼エリア内の人々への、独自周波数での安定した災害情報の発信

虎ノ門一・二丁目地区や虎ノ門ヒルズでは、独自に与えられた周波数を利用し、回線の混雑や断線などのトラブルがなく、輻輳（ふくそう）しないエリア放送等により、その時そのエリアにいる人達にとって有効な情報を提供することを検討している。

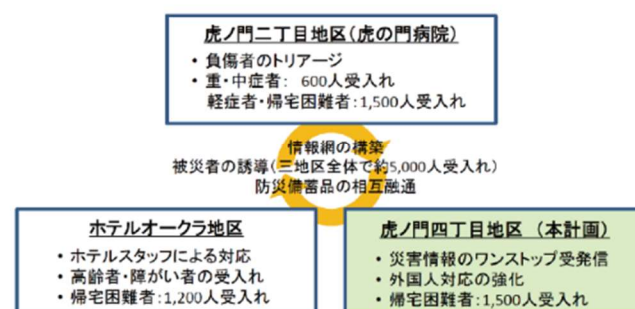
▼多言語対応での情報発信

多言語対応のコンシェルジュによる外国人への災害情報の発信や、外国人対応を踏まえた多言語での情報発信などが検討されている。

▼エリア単位での情報連携体制

虎ノ門二丁目地区、虎ノ門2-10地区、虎ノ門四丁目地区の三地区間連携による地域防災対応（防災訓練の実施や、地区間の役割分担と情報網・防災組織の構築、地区間での帰宅困難者等の適切な誘導、防災備蓄品の相互融通等）が検討されている。

また、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会が設立されている。



虎ノ門四丁目地区都市再生特別地区提案書より

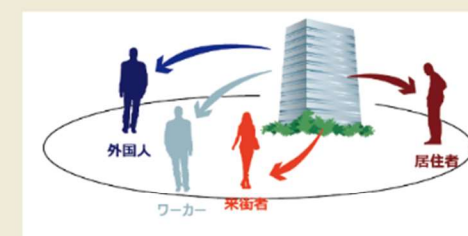
虎ノ門地区での取組：エリアの安全・安心を高める仕組みづくり

▼各街区での情報発信

各街区で整備するデジタルサイネージ等を活用し、平常時・災害時の情報発信を行う。

▼多様な人々に対応した情報発信

就業者・来街者・居住者に対応した各々の滞在場所の情報発信や、外国人対応の多言語での情報発信など、多様な人々に対応した適切な情報発信をエリア全体で行うことで、安心して移動・滞在出来る街を形成することが出来る。

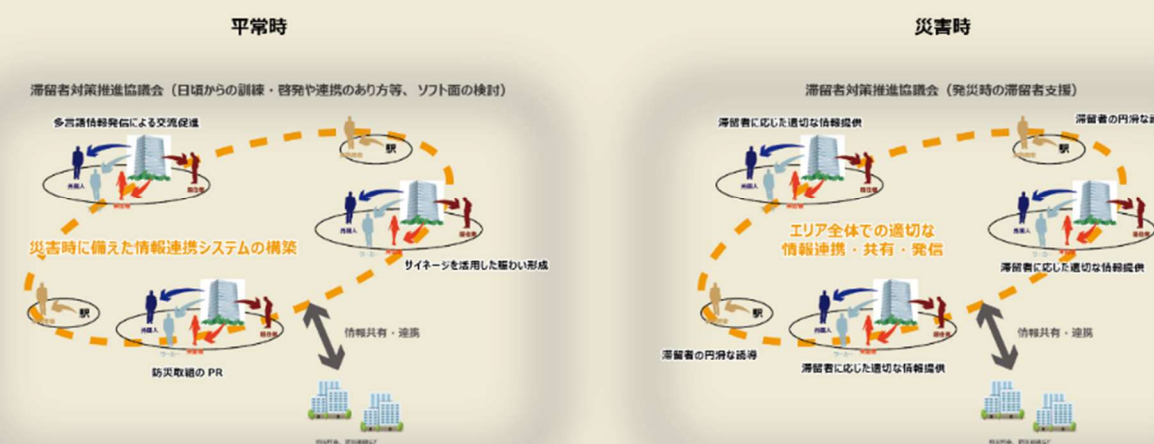


▼適切な情報収集・連携・共有・発信を行うための体制、仕組みづくり

各開発事業者や鉄道事業者、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会、地元組織などが相互に情報を収集・連携・共有し、帰宅困難者やけが人を円滑に誘導するための適切な情報発信を行う体制・仕組みを構築することで、安全な滞在環境の確保と病院の機能発揮が図られる。

▼災害時に備えた平常時からの取組

業務集積地であるゆえ、災害時に人員が集結して対応することが難しいことから、平常時からの密な連携が不可欠である。一時滞在施設のスムーズな開設や情報共有・伝達のためのツールの開発など、発災時に備えた平常時からの取組が重要である。



情報連携を軸とした、平常時と災害時の安全・安心の仕組み（イメージ）

2 都市再生安全確保計画を実現するための事業及び事務

2－1 都市再生安全確保施設の整備・管理（ハード対策）

（法第19条の15第2項第二号、第三号）

用語の定義

●都市再生安全確保施設

都市再生特別措置法第19条の15に基づく都市再生安全確保計画に定める、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として整備されるもの。
以下の、「退避経路」「退避施設」「備蓄倉庫」「非常用電気等供給施設」「その他の施設」を指す。

●退避経路

都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路。

●退避施設

都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設。
以下に記載する、東京都の地域防災計画・帰宅困難者対策条例・港区地域防災計画における「一時滞在施設」と同義となる。

※一時滞在施設（東京都地域防災計画、帰宅困難者対策条例、港区地域防災計画）
帰宅困難者対策条例第12条に定められる、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

●備蓄倉庫

都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。

●非常用電気等供給施設

都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な非常用の電気又は熱の供給施設。本計画では、「熱供給施設」、「地域導管」、非常時に電気を供給する非常用発電機及びCGSとして「電源設備」を定める。

●その他の施設

都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要なその他の施設。本計画では、滞在者等へ災害情報を伝達するための情報発信設備として「情報伝達施設」を定める。

■退避施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
B1	一時滞在施設（既設）（虎ノ門ヒルズ）	虎ノ門ヒルズ区分所有者による共有	市街地再開発事業施行者 東京都特定建築者森ビル株式会社	環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（Ⅲ街区）において、一時滞在施設を整備	2011年度～2014年度	虎ノ門ヒルズ管理組合 森ビル株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	2014年度～
B2	一時滞在施設（既設）（東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有	東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有	虎ノ門駅前地区市街地再開発組合	虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業において、一時滞在施設を整備	2016年度～2020年度	東京虎ノ門グローバルスクエア管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	2020年度～
B3	一時滞在施設（既設）（虎ノ門ヒルズビジネスタワー）	虎ノ門ヒルズビジネスタワー区分所有者による共有	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業において、一時滞在施設を整備	2016年度～2019年度	虎ノ門ヒルズビジネスタワー管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	2019年度～
B4	一時滞在施設（虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業）	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、一時滞在施設を整備	2019年度～			
B5	一時滞在施設（虎ノ門二丁目計画）	東洋海事工業株式会社	東洋海事工業株式会社	虎ノ門二丁目計画において、一時滞在施設を整備	2018年度～			
B6	一時滞在施設（虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業）	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施行者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、一時滞在施設を整備	2014年度～2028年度（予定）			
B7	一時滞在施設（既設）（神谷町トラストタワー）	東京ワールドゲート区分所有者による共有	森トラスト株式会社	虎ノ門四丁目地区開発事業において、一時滞在施設を整備	2016年度～2019年度	東京ワールドゲート管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	2020年度～
B8	一時滞在施設（既設）（オークラプレステージタワー/オークラヘリテージウイング）	株式会社ホテルオークラ	株式会社ホテルオークラ	虎ノ門2-10地区開発事業において、一時滞在施設を整備	2016年度～2019年度	株式会社ホテルオークラ東京	清掃・設備等のメンテナンス	2019年度～
B9	一時滞在施設（虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業）	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業において、一時滞在施設を整備	2022年度～2026年度（予定）			
B10	一時滞在施設（虎ノ門一・二丁目地区（C街区）開発事業）	公益財団法人日本消防協会	公益財団法人日本消防協会	虎ノ門一・二丁目地区開発事業において、一時滞在施設を整備	2021年度～			

■退避経路

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
A1	地下歩行者通路	港区東京地下鉄株式会社	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業において、地下歩行者通路を整備	2016年度～2019年度	港区所有部分：虎ノ門ヒルズビジネスタワー管理組合 東京地下鉄所有部分：東京地下鉄株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	2019年度～
A2	地下歩行者通路	港区	森トラスト株式会社	虎ノ門四丁目地区開発事業において、地下歩行者通路を整備	2016年度～2019年度	森トラスト株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	2019年度～
A3	国道1号横断デッキ		虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、国道1号横断デッキを整備	2019年度～			
A4	環状第2号線横断デッキ	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施行者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、環状第2号線横断デッキを整備	2014年度～2028年度（予定）			

2-1 都市再生安全確保施設の整備・管理（ハード対策）

■備蓄倉庫

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
C1	防災備蓄倉庫 (既設) (虎ノ門ヒルズ)	虎ノ門ヒルズ区分所有者による共有	市街地再開発事業施行者 東京都特定建築者 森ビル株式会社	環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（Ⅲ街区）において、防災備蓄倉庫を整備	2011年度～2014年度	虎ノ門ヒルズ管理組合	物資等の管理	2014年度～
C2	防災備蓄倉庫 (既設) (東京虎ノ門グローバルスクエア)	東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有	虎ノ門駅前地区市街地再開発組合	虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2016年度～2020年度	東京虎ノ門グローバルスクエア管理組合	物資等の管理	2020年度～
C3	防災備蓄倉庫 (既設) (虎ノ門ヒルズビジネスタワー)	虎ノ門ヒルズビジネスタワー区分所有者による共有	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2016年度～2019年度	虎ノ門ヒルズビジネスタワー管理組合	物資等の管理	2019年度～
C4	防災備蓄倉庫 (虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業)	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2019年度～			
C5	防災備蓄倉庫 (虎ノ門二丁目計画)	東洋海事工業株式会社	東洋海事工業株式会社	虎ノ門二丁目計画において、防災備蓄倉庫を整備	2018年度～			
C6	防災備蓄倉庫 (虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業)	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施行者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2014年度～2028年度(予定)			
C7	防災備蓄倉庫 (既設) (神谷町トラストタワー)	東京ワールドゲート区分所有者による共有	森トラスト株式会社	虎ノ門四丁目地区開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2016年度～2019年度	東京ワールドゲート管理組合	物資等の管理	2020年度～
C8	防災備蓄倉庫 (既設) (オークラプレステージタワー/オークラヘリテージウイング))	株式会社ホテルオークラ 葵町特定目的会社	株式会社ホテルオークラ	虎ノ門2-10地区開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2016年度～2019年度	オークラプレステージタワー/オークラヘリテージウイング管理組合	物資等の管理	2019年8月～
C9	防災備蓄倉庫 (虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業)	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2022年度～2026年度(予定)			
C10	防災備蓄倉庫 (虎ノ門一・二丁目地区(C街区)開発事業)	公益財団法人日本消防協会	公益財団法人日本消防協会	虎ノ門一・二丁目地区開発事業において、防災備蓄倉庫を整備	2021年度～			

■非常用電気等供給施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
D1	①熱供給施設 ②地域導管 ③電源設備 (虎ノ門一・二丁目地区地域冷暖房施設)	虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社	虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業、虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、熱及び電気を供給するためのエネルギー供給施設を整備	2017年度～			
	④電源設備 (既設) (虎ノ門ヒルズビジネスタワー)	虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業において、電源設備を整備	2016年度～2019年度	虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社	電源設備の管理・運営	2019年度～
	⑤電源設備 (虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業)	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、電源設備を整備	2019年度～			
D2	①熱供給施設 ②地域導管(新設) (虎ノ門二丁目地区地域冷暖房施設)	株式会社虎ノ門エネルギーサービス	株式会社虎ノ門エネルギーサービス	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、電気の融通を受け、その電気により諸設備を稼働させて熱供給を継続するためのエネルギー施設を整備	2017年度～2023年度(予定)	株式会社虎ノ門エネルギーサービス	エネルギー供給施設の管理	1995年度～
	③電源設備 (一部熱供給施設に供給) (虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業)	未定	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施行者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、電源設備を整備	2014年度～2028年度(予定)			
D3	電源設備 (既設) (虎ノ門ヒルズ)	虎ノ門ヒルズ区分所有者による共有	市街地再開発事業施行者 東京都特定建築者 森ビル株式会社	環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（Ⅲ街区）において、電源設備を整備	2011年度～2014年度	虎ノ門ヒルズ管理組合	設備のメンテナンス	2014年度～
D4	電源設備 (既設) (東京虎ノ門グローバルスクエア)	東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有	虎ノ門駅前地区市街地再開発組合	虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業において、電源設備を整備	2016年度～2020年度	東京虎ノ門グローバルスクエア管理組合	設備のメンテナンス	2020年度～

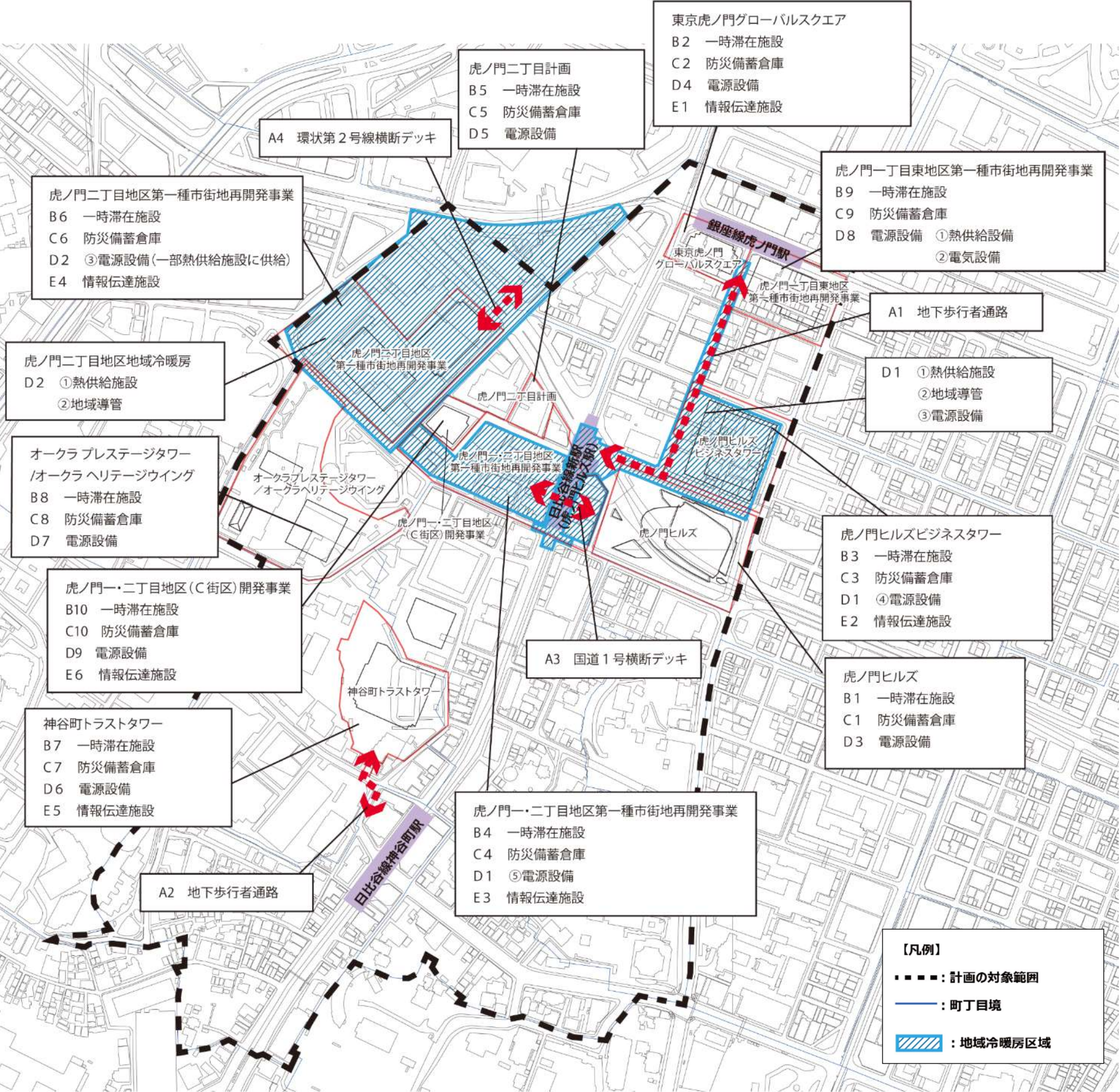
2-1 都市再生安全確保施設の整備・管理（ハード対策）

■非常用電気等供給施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
D5	電源設備 （虎ノ門二丁目計画）	東洋海事工業株式会社	東洋海事工業株式会社	虎ノ門二丁目計画において、電源設備を整備	2018年度～			
D6	電源設備 （既設） （神谷町トラストタワー）	東京ワールドゲート区分所有者による共有	森トラスト株式会社	虎ノ門四丁目地区開発事業において、電源設備を整備	2016年度～2019年度	東京ワールドゲート管理組合	設備のメンテナンス	2019年度～
D7	電源設備 （既設） （オークラ プレステージタワー/オークラ ヘリテージウイング）	株式会社ホテルオークラ 葵町特定目的会社	株式会社ホテルオークラ	虎ノ門2-10地区開発事業において、敷地内に電気を供給するための設備を整備	2016年度～2019年度	オークラプレステージタワー/オークラヘリテージウイング管理組合	設備のメンテナンス	2019年8月～
D8	①熱供給施設 （虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業）	未定	未定	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業において、熱を供給するためのエネルギー供給施設を整備	2022年度～2026年度（予定）			
	②電源設備 （虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者）	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業において、電源設備を整備	2022年度～2026年度（予定）			
D9	電源設備 （虎ノ門一・二丁目地区（C街区）開発事業）	公益財団法人日本消防協会	公益財団法人日本消防協会	虎ノ門一・二丁目地区開発事業において、電源設備を整備	2021年度～			

■その他の施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
E1	情報伝達施設 （既設） （東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有）	東京虎ノ門グローバルスクエア区分所有者による共有	虎ノ門駅前地区市街地再開発組合	虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業において、情報伝達施設を整備	2016年度～2020年度	東京虎ノ門グローバルスクエア管理組合	設備のメンテナンス	2020年度～
E2	情報伝達施設 （既設） （虎ノ門ヒルズビジネスタワー区分所有者による共有）	虎ノ門ヒルズビジネスタワー区分所有者による共有	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業において、情報伝達施設を整備	2016年度～2019年度	虎ノ門ヒルズビジネスタワー管理組合	緊急時の防災関連情報等の発信	2019年度～
E3	情報伝達施設 （虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者）	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業において、情報伝達施設を整備	2019年度～			
E4	情報伝達施設 （虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業）	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物所有者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業施行者	虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業において、情報伝達施設を整備	2014年度～2028年度（予定）			
E5	情報伝達施設 （既設） （神谷町トラストタワー）	森トラスト株式会社	森トラスト株式会社	虎ノ門四丁目地区開発事業において、情報伝達施設を整備	2016年度～2019年度	森トラスト株式会社	設備のメンテナンス	2020年度～
E6	情報伝達施設 （虎ノ門一・二丁目地区（C街区）開発事業）	公益財団法人日本消防協会	公益財団法人日本消防協会	虎ノ門一・二丁目地区開発事業において、情報伝達施設を整備	2021年度～			



都市再生安全確保施設 位置図

【参考1：退避経路の位置づけについて】

各街区内に整備する歩行者動線は、災害時には、国道1号や環状第2号線などの緊急車両の通行を円滑に行う路線により分断される可能性がある。そのため、開発事業により整備される歩行者ネットワークのうち、街区間を接続する歩行者デッキ及び駅と街区内をつなぐ地下歩行者通路を退避経路に位置付ける。

【参考2：非常用電気等供給施設の供給量について】

本地区の地域冷暖房区域内の建物及び一時滞在施設に対する、平常時のエネルギー供給量と災害時のエネルギー供給量を下表に示す。

表 平常時エネルギー供給量と災害時エネルギー供給量の想定

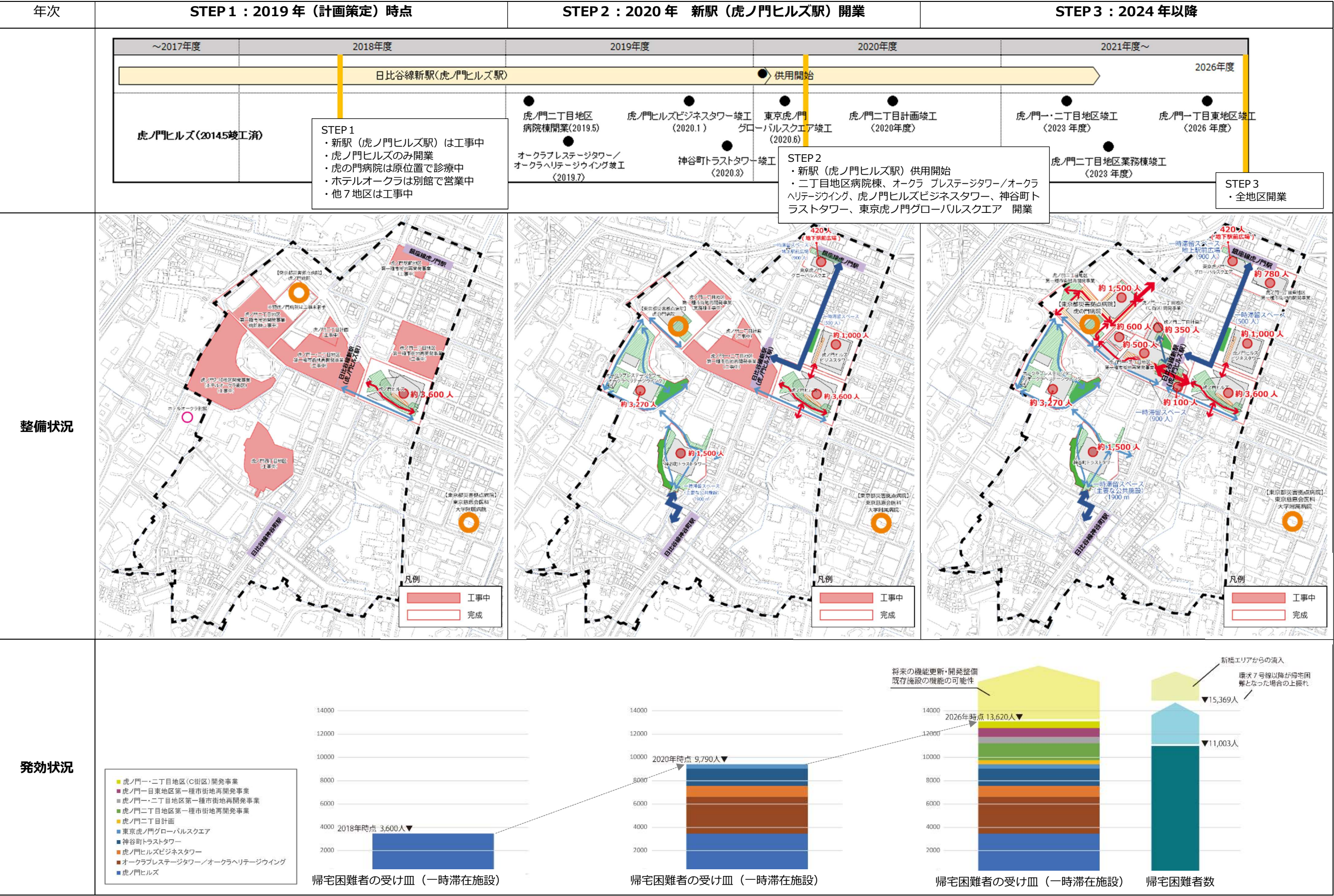
対象区域	施設の 種類	停電発生時の状況		平常時供給量		災害時供給量	
		電気	熱	電気 MW	熱 GJ/h	電気 MW	熱 GJ/h
虎ノ門一・二丁目地区	新ビル （一時滞在施設を含む）	CGS（DHC所有）から供給	DHCから供給	14.6	冷熱 108.5 温熱 55.3	11.5	冷熱 76.0 温熱 38.8
	地下歩行者通路	CGS（DHC所有）から供給	DHCから供給	0.025	冷熱 0.712	0.025	冷熱 0.712
虎ノ門二丁目地区	新ビル （一時滞在施設を含む）	（建物内で供給）	DHCから供給	5.4	冷熱 43 温熱 31	5.4	冷熱 31 温熱 31
	病院	（建物内で供給）	DHCから供給	3.2	冷熱 30 温熱 24	3.2	冷熱 10 温熱 13

※表内のエネルギー量は、各地区事業者より提供された情報を記載

※表のエネルギー供給量は計画時点の数字であり、今後変更の可能性がある

2-2 開発計画の整備に伴う一時滞在施設等の段階的整備について

地区内では今後順次開発プロジェクトの完成が予定されており、それに伴いエリア全体の災害時の安全性が高まっていく。開発工事中の滞留者対策の取組については、今後区と開発事業者等が連携しながら検討する。



2-3 ソフト対策（法第19条の15第2項第五号）

下記の取組等により、地域全体での滞留者・帰宅困難者の円滑な誘導を通じた安全性の確保を図る。

【非常用電気等供給施設（エネルギー供給施設）の維持管理】

- ・ 大規模地震発生時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が安定供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー供給施設の適切な管理を行う。
- ・ 大規模地震発生時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が円滑に供給されるように、エネルギーの受入に係るオペレーションや連絡体制を記したマニュアルを整備する。

【災害時の滞留者等の誘導】

- ・ デジタルサイネージ等により行政情報や災害情報、鉄道運行情報等を、滞留者・帰宅困難者等へ発信する。

例）路上サイネージの活用

：平常時の利便性・災害時の各種情報・インフラ提供に向けた検討を行う。

【災害時の情報・インフラ提供例】

- ・ 災害情報伝達手段として活用
- ・ 路上での充電サービス
- ・ Wi-fi 等通信サービス
- ・ 滞留者の円滑な誘導については、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会において行われる安全性の確保に向けた検討と連携する。
- ・ 就業者・来街者・居住者に対応した各々の滞在場所の情報発信や、外国人への多言語での情報発信等を行う。

【災害時に備えた平常時からの取組】

- ・ 防災訓練の実施等、エリア全体で連携した防災の取組を虎ノ門地域滞留者対策推進協議会で行い、災害時の円滑な対応を実現する。

2-4 その他（法第19条の15第2項第六号）

本計画に定められた事業等のうち、特に発災時のソフト対策については、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会において実施する防災訓練等を通じて、具体化を図る。

＜今後、滞留者対策推進協議会にて継続して検討が必要な項目＞

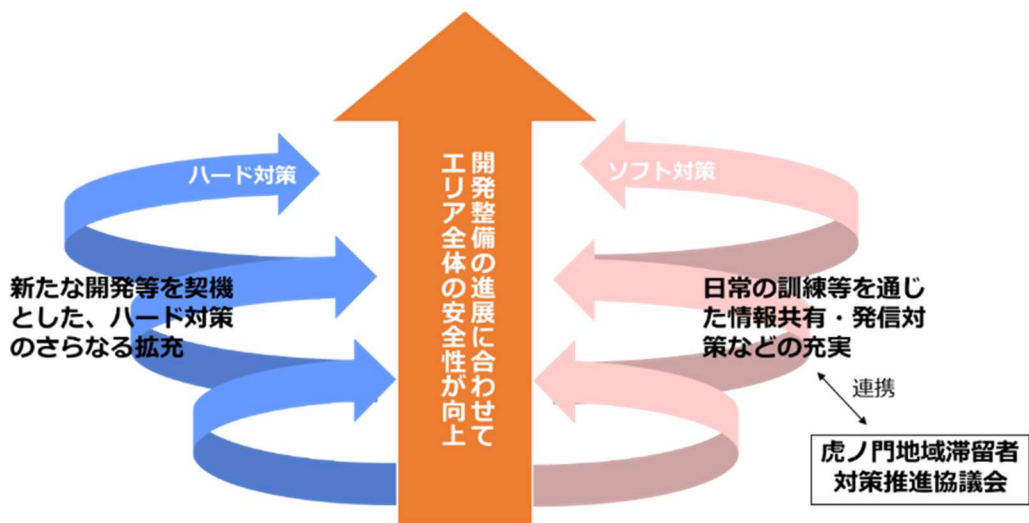
- ・ 一時滞在施設の開設・運用ルールや滞留者の誘導ルールの策定
- ・ 発災時の情報収集・発信システムの構築
- ・ 路上サイネージの設置・運営の仕組み
- ・ 災害対応における病院との連携
- ・ ほか、本計画9ページ「対策アイデア」に記載する内容など

なお、滞留者対策推進協議会での検討・活動を受けて、都市再生安全確保計画作成部会においても連携を図りながら、平常時からのハードの防災対策の検討・実施を行う。

3 計画の見直し

本計画は現時点の周辺開発計画等にもとづいて作成しているが、より実効性のある計画としていくため、新たな開発プロジェクト等を契機とした、都市再生安全確保施設のさらなる拡充（ハード対策）や、平常時の訓練等の活動を通じたソフト対策の進展など、引き続き官民連携して計画内容の拡充を図っていく。

計画検討の前提条件の変化や、都市開発プロジェクトの進展、平時の訓練活動などの取組状況に応じて、適宜計画の変更を行うものとする。



進化する計画のイメージ

策定年月日：令和3年10月14日（改訂）
作成者：東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会
（虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会）